

も く じ

特集：博物館・研究所 国立博物館・国立文化財研究所の素顔

いま博物館について思うこと 田辺三郎助 4

■ 国立博物館・国立文化財研究所案内

東京国立博物館	6	東京国立文化財研究所	12
京都国立博物館	8	奈良国立文化財研究所	14
奈良国立博物館	10		

国立美術館連合

—フランス美術館運営の秘策と組織— 長谷川 栄 16

国立文化財研究所短信 18

都 道 府 県 の べ ー ジ 我が県の文化行政——④⑩

地域性豊かな文化の創造を 山口県 19

特色ある文化活動——⑭

音楽都市づくりに向けて

—第2回津山国際総合音楽祭— 岡山県津山市教育委員会 22

●第10回国民文化祭“栃木県”に内定 24

●第8回国民文化祭いわて'93
“基本構想”まとまる 24

文 化 庁 だ よ り	・平成2年度芸術文化振興基金 助成活動の募集について	25
	・平成2年度（第45回）芸術祭の 開催計画決定	26
	・優秀映画作品賞の創設について	28
	・平成2年度税制改正 芸術に関する顕著な貢献を表彰する特定の 賞金に対する所得税の非課税措置の創設	30

・国立劇場ニュース …31

展覧会紹介

■ 興正菩薩尊七百年遠忌記念
西 大 寺 展 30

表紙写真

（左上） 東京国立博物館
（右上） 奈良国立博物館
（下） 京都国立博物館

題字デザイン◆桑山弥三郎

●平成二年度税制改正

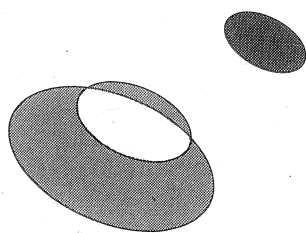
芸術に関する顕著な貢献を表彰する特定の賞金に対する所得税の非課税措置の創設

芸術の振興を図るためには優れた芸術創作活動を奨励する必要がある、芸術家の顕彰は芸術振興上特に有効な手段となっており、税制面でも特段の配慮が必要です。

芸術や芸術関係の業績を表彰する賞金については、所得税法第九条の規定により、所得税を非課税とする途が開かれており、文化功労者年金、日本学士院賞、日本芸術院賞及びノーベル賞がそれぞれ個別に非課税所得として定められています。これら以外に芸術関係の賞金については、大蔵大臣が顕著な貢献を表彰するものとして指定すれば非課税となる旨が法律上規定されており、この規定に基づいて昭和二十五年以来今日まで十四件の学術賞金が大蔵告示により非課税の指定を受けています。しかしながら、芸術関係の賞金にはこのような規定が設けられていないため、学術と芸術に共通して授与される賞金については学術分野の受賞者のみ非課税で、芸術分野は課税されるという状況が生じるところとなり、

芸術家をはじめとする関係者から改善を求める要望が強く寄せられていました。

今回の税制改正は、こうした問題を解消するため、芸術関係の賞金についても、大蔵大臣が顕著な貢献を表彰するものとして指定すれば非課税となる旨の規定を法律上に追加するものであり、第百十八回国会において、所得税法の一部を改正する法律案として提出され、三月三十一日に法律として交付されました。この法律の規定は、平成二年分の所得税から適用されますが、具体的な芸術賞金の指定については、今後検討されることになっています。



編集後記

「文化財」というと、法隆寺五重塔のような国宝や吉野ケ里遺跡のような史跡を思い浮かべるが、文化財は有形のものだけではない。例えば、長唄や京舞のような芸能や備前焼のような工芸技術といった無形文化財や、衣食住・信仰・年中行事などに関する風俗慣習といった無形民俗文化財もある。こうした文化財は、近代的合理主義の生活様式の浸透により日常生活から失われつつあるが、有形文化財のように博物館で保存できるものではないだけに、その保護が難しい。無形文化財は、人々の生活の中で育まれ受け継がれてきたもので、我々が日常生活の中で継承していかなければ「絶滅」してしまう生きた文化財である。

あなたも、生活の中で消えつつある文化財を探してみてはいかが。忘れかけたものを再発見できるかも。(圭)

「文化庁月報」八月号

(通巻第二六三号)

平成2年8月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

発行所 株式会社ぎょうせい

本社 〒100東京都中央区銀座7丁目4番12号

営業所 〒162東京都新宿区西五軒町4-1-2

電話 (〇三) 二六八二二四一 (代表)

振替口座 東京 九一六一番

印刷所 (株)行政学会印刷所

■定期購読のおすすめ

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

定価 一九〇円(本体一八四円)(送料四六円)
年間購読料二、二八〇円(税込・送料共)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 ぎょうせい 営業第二課・宣伝係

☎(03)269-4145 (ダイヤルイン)